

放送大学創立25周年記念募金管理運用規程

平成21年7月13日

放送大学学園規程第2号

改正 令和3年5月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園に置かれる放送大学創立25周年記念募金（以下「募金」という。）の管理運用に関し必要な事項を定める。

(募金の目的)

第2条 募金は、寄附金の元本及び運用益を、放送大学（以下「本学」という。）における将来の広範な活動に備え、学習・教育環境の整備及び国際交流事業の実施等に資する経費に充てることにより、学生・教職員等の活動に対する支援の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために本学において行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学生の学習・育英奨学環境の整備
- 二 教員の教育・研究環境の整備
- 三 国際交流事業の実施
- 四 同窓会活動の振興のための事業
- 五 その他募金の目的達成に必要な事業

(管理及び運用)

第4条 募金は、この規程によるほか、放送大学学園寄附行為（平成15年文部科学大臣認可）、放送大学学園会計規則（平成15年放送大学学園規則第12号）、放送大学学園会計規程（平成15年放送大学学園規程第21号）、放送大学学園寄附金等受入規程（平成17年放送大学学園規程第4号）及び放送大学学園余裕金運用規程（平成18年放送大学学園規程第1号）により管理運用するものとする。

(事務)

第5条 募金に関する事務のうち、会計に関する事項は財務部において、会計以外に関する事項は総務部において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、募金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月13日から施行する。

附 則（令和3年5月18日）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。